



国際連合システム

国連の主要機関

総会

■ 補助機関

- 軍縮委員会
- 人権理事会
- 国際法委員会
- 合同監査団 (JIU)
- 主要委員会
- 常設委員会及びアドホック組織

■ 計画と基金¹

- 国連開発計画 (UNDP)
- 国連資本開発基金 (UNCDF)
- 国連ボランティア計画 (UNV)
- 国連環境計画 (UNEP)⁸
- 国連人口基金 (UNFPA)
- 国連人間居住計画 (UN-HABITAT)⁸
- 国連児童基金 (UNICEF)
- 国連世界食糧計画 (WFP) [UN/FAO]

■ 調査及び研修所

- 国連軍縮研究所 (UNIDIR)
- 国連訓練調査研究所 (UNITAR)
- 国連システム・スタッフ・カレッジ (UNSSC)
- 国連大学 (UNU)

■ その他の国連機関

- 国際貿易センター (ITC) [UN/WTO]
- 国連貿易開発会議 (UNCTAD)^{1,8}
- 国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR)¹
- 国連プロジェクトサービス機関 (UNOPS)¹
- 国連パレスチナ難民救済事業機関 (UNRWA)¹
- ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関 (UN-Women)¹

■ 関連機関

- 包括的核実験禁止条約機関準備委員会 (CTBTO-PrepCom)
- 国際原子力機関 (IAEA)^{1,3}
- 国際刑事裁判所 (ICC)
- 国際移住機関 (IOM)¹
- 国際海底機構 (ISA)
- 国際海洋法裁判所 (ITLOS)³
- 化学兵器禁止機関 (OPCW)³
- 世界貿易機関 (WTO)^{1,4}

持続可能な開発に関する
ハイレベル政治フォーラム
(HLPF)

平和構築委員会

安全保障理事会

■ 補助機関

- テロ対策委員会
- 国際刑事裁判所残余メカニズム軍事参謀委員会

- 平和維持活動・政治ミッション
- 制裁委員会 (アドホック)
- 常設委員会及びアドホック組織

経済社会理事会

■ 機能委員会

- 犯罪防止刑事司法委員会
- 麻薬委員会
- 人口開発委員会
- 開発のための科学技術委員会
- 社会開発委員会
- 統計委員会
- 女性の地位委員会
- 国連森林フォーラム

■ 地域委員会⁸

- アフリカ経済委員会 (ECA)
- ヨーロッパ経済委員会 (ECE)
- ラテンアメリカ・カリブ経済委員会 (ECLAC)
- アジア太平洋経済社会委員会 (ESCAP)
- 西アジア経済社会委員会 (ESCWA)

■ その他の機関

- 開発政策委員会
- 行政専門家委員会
- 非政府組織委員会
- 先住民問題に関する常設フォーラム
- 国連エイズ合同計画 (UNAIDS)
- 地理学的名称に関する
- 国連専門家グループ (UNGEGN)
- グローバル地理空間情報管理に関する専門家委員会 (UNGGIM)

■ 調査及び研修所

- 国連地域犯罪司法研究所 (UNICRI)
- 国連社会開発研究所 (UNRISD)

事務局

■ 各部局及び各事務所⁹

- 事務総長室 (EOSSG)
- 開発調整室 (DCO)
- 経済社会局 (DESA)
- 総会・会議管理局 (DGACM)
- グローバル・コミュニケーション局 (DGC)
- 管理戦略・政策・コンプライアンス局 (DMSPC)
- オペレーション支援局 (DOS)
- 平和活動局 (DPO)
- 政治・平和構築局 (DPPA)
- 安全保障局 (DSS)
- 人道問題調整事務所 (OCHA)
- テロ対策室 (OCT)
- 軍縮部 (ODA)
- 人権高等弁務官事務所 (OHCHR)
- 内部監査室 (OIOS)
- 法務局 (OLA)
- アフリカ担当事務総長特別顧問室 (OSAA)
- 子どもと武力紛争に関する国連事務総長特別代表事務所 (SRSG/CAAC)
- 紛争下の性的暴力に関する事務総長特別代表事務所 (SRSG/SVC)
- 子どもに対する暴力に関する事務総長特別代表事務所 (SRSG/VAC)

国際司法裁判所

- 国際防災機関 (UNDRR)
- 国連薬物犯罪事務所 (UNODC)¹
- 国連ジュネーブ事務所 (UNOG)
- 後開発途上国、内陸開発途上国、小島嶼国開発途上国担当上級代表事務所 (UN-OHRLLS)
- 国連ナイロビ事務所 (UNON)
- 国連パートナーシップ事務所 (UNOP)²
- 国連ウィーン事務所 (UNOV)

信託統治理事会⁶

■ 専門機関^{1,5}

- 世界観光機関 (UNWTO)
- 万国郵便連合 (UPU)
- 世界保健機関 (WHO)
- 世界知的所有権機関 (WIPO)
- 世界気象機関 (WMO)
- 世界銀行グループ (World Bank Group)⁷
- 国際復興開発銀行 (IBRD)
- 国際開発協会 (IDA)
- 国際金融公社 (IFC)
- 国連食糧農業機関 (FAO)
- 国際民間航空機関 (ICAO)
- 国際農業開発基金 (IFAD)
- 国際労働機関 (ILO)
- 国際通貨基金 (IMF)
- 国際海事機関 (IMO)
- 国際電気通信連合 (ITU)
- 国連教育科学文化機関 (UNESCO)
- 国連工業開発機関 (UNIDO)

備考

- 国連システム事務局調整委員会 (CEB) の全メンバー。
- 国連パートナーシップ事務所 (UNOP) は国連財団とのフォーカルポイント。
- 国連原子力機関 (IAEA) と化学兵器禁止機関 (OPCW) は安全保障理事会および総会に報告する。
- 世界貿易機関 (WTO) には総会に対する報告義務はないが、金融および開発問題などについて、総会および経済社会理事会に対して、アドホックに報告を行う。
- 専門機関は自治機関。その活動の調整は、政府間レベルでは経済社会理事会を通じて、事務局レベルでは CEB を通じて行われる。
- 信託統治理事会は、最後の国連信託統治領パラオが 1994 年 10 月 1 日に独立したことに伴い、1994 年 11 月 1 日以降活動を停止している。
- 国際投資紛争調停センター (ICSID) と多国籍投資保証機関 (MIGA) は専門機関ではないが、憲章の 57 条と 63 条に依り、世界銀行グループの一部である。
- これらの機関の事務局は、国連事務局の一部である。
- 事務局を構成するその他の他局として、倫理事務局、国連オンブズマン、調停事務局、司法行政事務所などがある。
- 経済社会理事会の補助機関の包括的リストについては <http://www.un.org/ecosoc> を参照

この組織図は国連システムの機能的な組織関係を反映しており、広範を目的として作成された資料です。国連システムのすべての機関を網羅するものではありません。